

技術社員賞与規程

株式会社ウィルオブ・コンストラクション

技術社員賞与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、技術社員給与規程第17条、および第18条に定める賞与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、派遣社員就業規則に定める手続きにより採用された無期雇用の技術社員のうち2019年3月31日以前に入社した技術社員に適用する。

第2章 賞与の支給

(賞与の定義)

第3条 当社が無期雇用の技術社員に対して支払う賞与は、その賞与の算定期間において、ある一定期間以上継続して就業した無期雇用の技術社員に対して、賞与支払日以降も継続して、他社に派遣され就業することによって、会社に功勞することを期待して支払うものである。

(賞与算定期間)

第4条 賞与算定期間は次の各号のとおりとする。

- ① 夏季賞与は前年10月1日より当年3月31日までとする。
- ② 冬季賞与は当年4月1日より当年9月30日までとする。

(賞与の受給資格)

第5条 賞与は、以下のすべてに該当する無期雇用の技術社員に対して支給する。

- ① 前条の賞与算定期間において、連続して2年以上勤務していること
- ② 前条の賞与算定期間において、出勤率が8割以上であること
- ③ 当該賞与支給日に在籍していること
- ④ 当該賞与支給日時点において、退職の意向がないこと。
- ⑤ 当該賞与支給日時点において、休職していないこと。

(賞与の支給)

第6条 賞与は、支給日時点の基本給1か月分を基準額とし、原則として年2回支給する。

2 支給時期は、原則として夏季賞与が6月、冬季賞与が12月とする。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、会社の業績によっては支給時期を変更し、または支給しないことがある。

(賞与の支給額)

第7条 賞与の支給額は原則、次のとおりとする。

基準額(支給日時点の基本給1か月) × 勤続年数に応じた係数

2 勤続年数に応じた係数は、賞与算定期間の末日時点での勤続年数に応じて以下のとおりとする。

2年以上	0.3
3年以上	0.4
4年以上	0.5

(出勤率)

第8条 出勤率の算定にあたっては、休職期間を除いて算出する。ただし、年次有給休暇、特別休暇、公民権の行使の期間は出勤として取扱う。

(退職者の取扱い)

第9条 次の各号該当する者に対しては、支給しない。

- ① 定年退職者
- ② 会社都合退職者
- ③ 死亡による退職者

(懲戒の取り扱い)

第 10 条 賞与算定期間中に派遣社員就業規則第 35 条に定める懲戒処分を受けた者には、賞与を減額して支給し、または支給しないことがある。

附則 この規程は、2018 年 7 月 1 日より施行する。

2018 年夏季賞与から準用するものとし、その算定期間は、2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までとする。

本規定施行前の無期雇用の技術社員に対する賞与は、2016 年夏季賞与より、本規定に定められた内容に準じて運用されていることを確認する。

賞与は 2019 年 4 月 1 日以降入社 of 技術社員には適用しない。

以上

2019 年 4 月 1 日 第二版改訂

2020 年 4 月 1 日 第三版改訂